

令和 7 年 5 月 1 9 日

福 祉 部 福 祉 課

第 2 期江東区地域福祉計画（骨子案）について

1 策定の趣旨

少子高齢化の進展やひとり暮らし世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、「江東区地域福祉計画（令和 4 年度～7 年度）」策定以降の社会状況の変化や、孤独・孤立の問題をはじめとした福祉課題の多様化・複雑化に対応するため、区民や地域団体等からの意見や提案を踏まえて「第 2 期江東区地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に引き続き取り組んでいく。

2 計画の位置づけ

（1）法律上の位置づけ

社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定する。

（2）区の関連計画との関係

「江東区長期計画」に基づく個別計画のひとつであり、福祉分野の上位計画として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針とする。また、江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」とは理念や目標を共有し、連携しながら「車の両輪」で地域福祉を推進していく。

3 計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度の 4 か年とし、「江東区長期計画（後期）（令和 7 年度～令和 11 年度）」の計画期間との整合を図る。

4 基本理念

江東区で実現すべき地域福祉の将来像である基本理念は、現行計画『一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち』を継承する。

5 構成

章	内容
第 1 章 地域福祉計画とは	・ 計画策定の趣旨 ・ 計画の位置づけ ・ 計画の期間 ・ 計画の策定体制
第 2 章 計画の背景	・ 地域福祉を取り巻く動向（国、東京都） ・ 江東区の現状（データ、第 1 期の取組状況） ・ 調査等から見える課題 （アンケート結果、主な意見と課題）
第 3 章 計画の基本的な考え方	・ 計画の基本理念 ・ 計画の基本方針 ・ 圏域の考え方
第 4 章 施策の推進	・ 施策体系 ・ 包括的な支援体制（重層的支援体制の整備） ・ 施策と取組
第 5 章 計画の推進体制と進行管理	・ 計画の推進体制 ・ 計画の進行管理
資料編	・ 統計グラフ ・ 地域福祉計画推進会議設置要綱、名簿 ・ 策定経過

6 今後の予定

令和 7 年 1 0 月	計画素案策定 (第 3 回区議会定例会厚生委員会報告)
1 1 月～1 2 月	パブリックコメント、区民説明会
令和 8 年 3 月	計画案策定 (第 1 回区議会定例会厚生委員会報告)